

令和2年1月10日

## 旧クリーンセンター延長稼働による災害廃棄物処理事業について

令和元年台風第19号により県内において多量の災害廃棄物が発生しており、災害廃棄物の処理能力が不足している自治体があることから、本市の旧クリーンセンターを一般廃棄物処理施設として延長稼働することにより県内の災害廃棄物処理を促進します。

記

### 1. 受入自治体

白石市、角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、大郷町  
※令和元年12月末日までの搬出希望自治体

### 2. 受入条件

#### (1) 受入品目等

可燃性ごみ、木製家具等破砕して燃やせるごみ

#### (2) 搬入及び焼却灰の処理

搬入は各自治体が行い、焼却灰は各自治体で最終処分する

### 3. 稼働予定期間・処理見込量

#### (1) 稼働予定期間

令和2年1月15日（水）～令和3年3月31日（水）のうち300日

※令和2年度の受け入れについては、現在、環境省及び宮城県と調整中

#### (2) 処理見込量

約9,000トン（焼却処理量30トン/日×300日稼働）

※登米市の災害廃棄物を含む

[問い合わせ]

市民生活部環境事業所

衛生センター所長兼クリーンセンター所長

大宮 兵治

TEL：0220-58-2064（衛生センター）

TEL：0225-76-0102（クリーンセンター）